

事業継続計画

桐生商工会議所

平成28年12月1日 策定

令和2年4月1日 改訂

BCPの基本方針

【本BCPの発動基準】

桐生市内で震度5強の地震が発生した場合及び渡良瀬川氾濫警戒情報(洪水警報)が発表になった場合または、当所業務を中断させる若しくは人命を脅かす不測の事態

当所においてBCP(事業継続計画)を策定・運用する意義とともに、当所の特性を踏まえ、緊急時に事業継続を図る上での要点は、以下のとおりである。

1. BCP策定・運用の意義

① 会員事業所にとって

当所機能が早期に回復することで、会員事業所はじめ管内事業所の被害状況の把握と、早期かつ効果的・効率的に復旧支援に取り組むことができる。また、BCP作成を通じて、BCPについて学ぶことにより、今後、会員事業所向けにBCP作成支援・アドバイスが可能となる。

② 職員にとって

当所職員の安全を確保するとともに、可能な限り雇用を守ることにより、当所の組織的な活動力の維持に努める。

③ 地域にとって

緊急時において、当所が地域経済社会を構成する各種の組織や団体、行政等と相互扶助することによって地域の活力を維持することが図れる。

2. 緊急時に事業継続を図る上での要点(意識すべき事項)

① 関係機関との相互連携・支援

日本商工会議所、群馬県、桐生市等の行政機関、桐生警察署、桐生地域地場産業振興センター及び県内・両毛五市商工会議所、桐生市新里商工会・黒保根商工会並びに東京都大田工業連合会との相互連携・支援

② 地域・会員事業所への貢献

地域の復旧状況や生活物資の販売情報等を発信し、会員事業所等の早期事業再開を支援するとともに風評被害の防止に努める。会費等の請求は被害状況を調査・把握して判断する。

③ 公的支援制度の活用

管内事業者並びに市民に対し、国、県、市等行政及び支援団体・機関による復興支援制度の積極的支援紹介の実施。

3. BCP及び災害計画の更新時期

毎年4月(年1回更新)

BCPの策定・運用体制

1. BCPの策定体制

① 責任者

石原専務理事

② サブリーダー

田部井相談所長

2. 平常時におけるBCPの運用推進体制

① 責任者

石原専務理事

② サブリーダー

田部井相談所長

③ 連携する機関や団体等

群馬県内各地商工会議所、群馬県商工会議所連合会、関東商工会議所連合会、両毛五市商工会議所、日本商工会議所、桐生市、群馬県、桐生警察署、アクサ生命保険株式会社、桐生地域地場産業振興センター、ぐんま共済協同組合、群馬県信用保証協会、東京大田区工業連合会、おりひめ法律事務所、日本政策公庫、アクサ生命、群馬県信用保証協会、シンブル、東京大学大学院情報学環片田研究室

④ BCP運用の対象者

全職員

3. 緊急時におけるBCPの発動体制

① 責任者(=災害対策本部長)糸山会頭

代行者 宮地副会頭、津久井副会頭

笠原副会頭、藤生副会頭、

石原専務理事

事務局責任者 田部井相談所長

代行者 大出事務局次長

大澤(幸)相談所次長

② 会議所機能回復班

リーダー 田部井相談所長

代行者 海野主幹

大出事務局次長

小野澤課長補佐

③ 被害状況確認班

リーダー 大澤(幸)相談所次長

代行者 国定課長補佐

馬坂工業課長

高橋(照)課長補佐

宮崎課長補佐